

# 境港市生成A I利用ガイドライン

令和5年9月25日

境港市役所デジタル化推進ワーキングチーム

## 1 はじめに

本ガイドラインは、境港市職員が業務遂行のために、生成A Iを利用する際に注意すべき事項をまとめたものです。

生成A Iは、文章の作成や要約などに役立つ反面、入力したデータが学習され、第三者の回答に使用される可能性があるなど、情報が他者に漏洩・拡散されるリスクがあります。

また、生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインの内容を十分に理解した上で、生成A Iを上手に利用してください。

なお、本ガイドラインの作成に当たっては、一般社団法人日本ディープラーニング協会作成の「生成A Iの利用ガイドライン第1版」（令和5年5月公開）を参考にしています。今後も、社会動向等を踏まえ随時見直しを行っていきます。

## 2 対象とする生成A I

人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該知的機能の利用により得られたテキスト、画像、音声又は他のメディア等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムを対象とします。

## 3 生成A Iの利用ルール

### (1) アカウント取得の届出

生成A Iの利用にあたり、各課においてアカウントを取得する場合、DX推進課に届出が必要です。

アカウントは、各課で取得したもの又はDX推進課のアカウントを共有して使用します。なお、職員個人が私的に取得したアカウントでの公務利用は禁止します。

### (2) 設定

ChatGPT等の生成A Iの標準設定では、各生成A Iに入力した履歴が、今後第三者の応答に対する回答を生成するためのデータとして使用される可能性があり、個人情報や機密情報の情報漏洩のリスクが考えられます。

そのため、生成A I利用の際、システム上可能な場合、入力内容を学習内容に反映しない設定をしてください。

#### 4 生成A Iの利用が想定される主な用途

生成A Iは、業務の効率化や新たなアイデアの創出に役立つ可能性のあるツールです。想定される主な用途は次のとおりです。なお、生成A Iの利用については、次に掲げる用途に限らず、あくまでも補助的なツールとして利用してください。

##### (1) 挨拶文・案内文の作成

日常的なコミュニケーションやイベントの案内に役立ちます。

##### (2) 特定属性に合わせた文章作成

子ども向けの教育コンテンツ等、特定の属性に合わせて文章を作成するのに役立ちます。

##### (3) アイデア出し

アイデアをブレインストーミングし、提案するのに使用できます。新しいプロジェクトや製品のアイデアを発展させるのに役立ちます。

##### (4) 下書き作成

文書の下書きや報告書の初期段階で、アイデアやフレームワークの形成に役立ちます。

##### (5) プログラミング支援

プログラミング言語やコードの生成に役立ち、ソフトウェア開発に役立ちます。

##### (6) タイトル・見出しの作成

文章から適切なタイトルや見出しを生成し、文書の構造を整理するのに役立ちます。

##### (7) 文章の要約

長文を簡潔に要約して主要なポイントを強調するのに役立ちます。

##### (8) 議事録からの抽出

議事録や文書から重要な要点や課題を抽出し、分析するのに役立ちます。

## 5 禁止事項

(1) 次に掲げる用途・業務での生成A Iの使用を禁止します。

- ア 機密情報、個人情報又はプライバシー情報を扱う業務
- イ 業務以外の目的での使用

(2) 次に掲げる情報を生成A Iに入力することを禁止します。

- ア 情報セキュリティポリシーに定める、機密性2以上の情報資産

機密性2以上の情報資産については、境港市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準において、次のとおり定めています。

機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密を要する情報資産
機密性2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産

上記のように、個人情報や組織の機密情報のような公表することを前提としていない情報資産は入力しないでください。

※生成A Iに限らず、検索エンジンや翻訳などのサービスにも入力しないでください。

- イ 境港市の業務だとわかるような内容

本市の業務だとわかるような聞き方をせず、抽象化した聞き方をするようにしてください。

※生成A Iに入力する場合

(よくない例)

境港市の業務で、生成A Iを利用する際の課題を3つ挙げてください。

(望ましい例)

自治体の業務で、生成A Iを利用する際の課題を3つ挙げてください。

## 6 注意事項

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性があります。

ChatGPT 等の大規模言語モデル (LLM) の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があるため、必ず事実確認を行ってください。

例えば、令和3年9月までのデータで学習したテキスト生成AIであれば、それ以降に発生した事項については答えられない又は誤った回答をしてしまいます。

○回答に虚偽が含まれる例 (ChatGPT の場合)

質問：境港市のおすすめスポットを3つ挙げてください。解説文は不要です。

回答：1. 松蔭寺 (まつおんじ)

2. 境港水族館 (境港水族館マリンピア日本海)

3. 境港博物館 (境港博物館ウミノミライ館)

(2) 生成物を利用する場合は、生成物が既存の権利を侵害する可能性があります。

### ア 著作権侵害

生成AIからの生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用 (複製や配信等) する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

そのため、次に掲げる留意事項を遵守してください。

○生成された内容をそのまま使わない。

○特定の作者や作家の作品のみを学習させた特化型AIは利用しない。

○プロンプト (※) に既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない。特に生成物を「利用 (配信・公開等)」する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査を行うようにする。

※プロンプト：生成AIに与える入力や指示のこと。

### イ 商標権・意匠権侵害

画像生成AIを利用して生成した画像や、文章生成AIを利用して生成したキャッチコピーなどを商品ロゴや広告宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるため、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようにしてください。

### ウ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため、必ず事実確認を行うようにしてください。